

# ハンセン病家族訴訟判決報告集会

2019年6月28日（金）午後2時から、熊本地裁で、ハンセン病家族訴訟の判決が言い渡されます。この訴訟は、国が長年にわたり続けてきたハンセン病強制隔離政策によって、患者だけでなくその家族も深刻な差別を受けたとして、ハンセン病歴者の家族ら561名が、国に謝罪と損害賠償を求めている集団訴訟です。

上記判決を受けて、岡山においても、ハンセン病家族訴訟原告弁護団員である岡山の弁護士が、支援の皆様やマスコミの皆様にも熊本地裁判決の内容を説明するとともに、今後のハンセン病問題の全面解決に向けての運動を進めていくため、下記のとおり、判決報告集会を開催します。ぜひご参加ください。

日時：2019年(令和元年)6月30日(日)午後3時～4時30分  
(開場 午後2時30分)

内容：弁護団による報告／岡山原告(原田信子さん)の訴え／意見交換

場所：岡山弁護士会館2階大会議室(岡山市北区南方1-8-29)

駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用ください。

(参加自由無料)

## 連絡先

倉敷市松島563番地 近藤剛法律事務所

TEL 086-463-6663

FAX 086-463-6673